

惟神考

孝德天皇紀を中心として

國學院大學講師 安津素彦

序

以下本拙稿にあつて惟神に關しての私の一個の假説を呈示し 斯學諸先輩の御示教を仰ぎたいと思ふのであるが、それに先立つて一言お断りをして置かねばならない。それは概念の混淆を避ける事が先づ第一に必要であるといふ點である。副題目として特に「孝德天皇紀を中心として」と断り書をした點を前以て御承知願ひたい。惟神といふ文字は、従つて思想は、申すまでもなく、獨り孝德天皇紀にのみ限られたものではない。委しくは養老五年舍人親王等の手によつて撰進せられた前後、殊にそれ以來嚴密には昭和の今日に到るまで活語として用ひられて來た言語であり、文字である。まして惟神なる文字が、徳川期の國學者の人々によりカムナガラス様に一三〇〇年間も連綿として使はれてゐたのであるから、その間に惟神の訓みにも意味にも、當初はそれとは思ひもよらぬ訓みなり、概念なりが附せられ、或は除せられたであらうといふ事は容易に考へられる點と思ふ。現に惟神の道、惟神の大道といふ熟語は恐らく明治維新以後の創

作にかかるものであつて、孝徳天皇紀に見える惟神を通説に従つてカムナガラ(カミナガラ)と訓み、萬葉集・宣命等に見えてゐる隨神・神隨・神奈我良・神在隨等をカムナガラと副詞に用ひられてゐたのと比較して、そこに言語の社會性といふ事を痛感する。

古文献を徵するに今日で一人二人と書くべき所を千頭・五百頭或は一口二口と記してあるのは、當時の人々によつては千頭・五百頭或は一口二口と書かねばならぬ心意・概念把握の傾向性があつたからであるとみねばなるまい。又書紀・萬葉集・宣命・祝詞・壽詞等によると大王・王・皇・大皇・大君・諸王等を何れもオホキミと訓ましめてゐる。しかししてこのオホキミは必ずしも我々の意味してゐる。上御一人に對してのみ用ひられてゐる尊稱語でない點は明らかである。萬葉集中の所謂萬葉假名で書かれてあるオホキミの内容を検討するまでもなく、令中の正親司又は延喜式卷三十九の正親司をオホキミノツカサと訓ましめ、義解がその正の職掌を

掌^三皇親名籍、謂。^二世以下。^四世以上名籍。案戸令。^五皇親^六也。

と規定し、更に近藤芳樹が標注にて、

義解に二世以下とあるは、皇孫以下也。一世・皇子は天子の御子にて天子御家内の事なるゆゑに、除いて載せず。皇孫に至ては、既に皇別の一家なるからに、名籍有て、此司に掌る。但皇子も親王にならせ給へば、即家あるゆゑに、當司に預る。

と記してあるのを参照してもオホキミノ司の職掌内容は理解され、従つて上代に於けるオホキミの概念も自づと推測せられて現代のそれより更に廣義であつた事實を知り得る。

孝徳天皇紀大化三年の條の惟神は早くより一部の人々によつてカムナガラと訓み慣はされて來た。惟神をカムナガラと訓んだ事は事實であつて、それも近世の事ではない。既に北野神社所藏にかかる所謂北野本日本書紀に左様に振り假名があり、且つ權威ある學者の書寫年代推定が既にあるのであるから、院政時代には惟神をカムナガラと訓んだ事があつたといふ歴史事實を認めざるを得ないのである。

併し茲に一考を要する事は院政時代の書寫本に惟神をカムナガラと訓ましてゐるといふ事と、日本書紀が撰述上進せられた奈良時代若しくはその前後の時代に於ても惟神がカムナガラと訓まれてゐたか否かといふ事とは問題が別であるといふ點である。不幸にして現存最古の日本書紀であるべき筈の舍人親王が養老年間に撰進し奉つた原初本ともいはれるその本は、或は傳へられてゐるかも判らぬが、目下の所では所在不明であり、幸に所傳せられてゐる孝徳天皇紀大化三年の條を含む最古の書寫本が前述の如く院政時代を通り得ないとする現状にある以上、他に特別の傍證の現はれぬ限りは、孝徳天皇紀の惟神をカムナガラと訓んだのは院政時代と一先づ認定せざるを得ない。從つて奈良朝にあつても惟神をカムナガラと訓んでゐたといふ事は積極的にはこの北野本の惟神を以てしては證明は不可能であり他に確實なる傍證を俟たねばならないと考へる。又一方左様に訓まなかつたといふ證據のない今日、考へ方によつては惟神をカムナガラと訓んだといふ主張も消極的には可能である。何んとなれば當時カムナガラといふ日本語はかなり一般語として、即ち社會語として通用し理解されてゐた事實が萬葉集・祝詞・宣命等によつてはつきりしてゐるからである。

以上のやうに議論が岐かれ、現在に到るまで孝徳天皇紀の惟神についての訓讀の定着をみ得ないといふ點は一方には資料が極めて尠く、從來にあつては惟神の熟字はこの孝徳天皇紀の條唯一ヶ所であるといふ學界の常識にあつては如

何とも手の下しやうもなかつたわけで、十人十色と各學者が各自の立場に於いて惟神を試みに訓む以上には出ることは出来ない状態にあつたと思ふ。(註)

註、神道學雑誌第十九卷には「惟神(書紀分註)の研究」といふ座談會の速記録が掲載せられてゐて、植木・佐伯・星野・溝口・河野・寛等の諸氏がそれく惟神について訓み且つ意見を陳べてゐる

併し近來偶然の機會に惟神の熟字を六國史中につけて二ヶ所發見する事が出來たので、それを利用する事によつて以下本稿に於いて私の惟神に關する一試讀をなして以つて學界各先輩の御意見を更に伺ひたいと思ふのである。固より學問には結論がない。従つて私の私見が結論をみ出したなどと自負はしないが、迷路に突當つた惟神の訓みに對しての一歩の動き—敢へて前進といはねがうを本稿が暗示し得たならば幸甚と思ふのである。

○

孝德天皇紀大化三年の條

夏四月丁巳朔壬午詔曰惟神惟神者謂々隨^神地^土亦自有^神道^上地^也我子應治故寄是以與天地之初君臨之國也

この詔中の惟神を如何に訓むか、又その訓みにつれて意味も自づと明瞭にされて來るわけであるが、この惟神の訓みは古來より問題があつたわけである。現在世に流布し我々が手になし得る書紀の傍訓を、それがそのまま奈良朝乃至は奈良朝以前の古訓を傳へたものであると思ふ人はあるまい。惟神の場合も同様であるが、但しこの場合には前既に一言した通りに、國寶日本書紀北野神社所藏本の二十五卷にはカミナガラモと明らかに傍訓があり、その書寫年代は黒板・吉澤兩博士によつて院政時代の書寫と鑑定せられたのであるからそのまゝ信用しても宜いが、それにしても文獻的には

惟神をカミナガラモと訓み得る限度はこの院政時代を遠く溯り得ないと思ふ。

斯様に現在では文献から惟神をカミナガラモと訓み得る時代は一應限定せられたのであるが、然らばこれ以上一步も時代を溯り得ないかどうかといふ點であるが、この難點を剋服して、奈良朝に既に惟神をばカミナガラと訓ましめてゐたといふ事を積極的に立證されたのが山本信哉博士である。山本先生は分註十三字を以て立論の根柢とされたのである。（註）

所がこの分註がそれ自身問題を包蔵してゐるのでこれを明らかにしない以上、この十三字の分註を基礎として惟神をカミナガラと訓み得たとしても、その事が直に奈良朝に既に左様に訓み慣はされて居つたといふ事には論理上は結論をなしえないとと思ふ。即ち問題といふのは、それはこの分註の時代性、つまり何時頃のものであるかといふ點である。若し分註一般が更にはこの惟神の十三字の分註が書紀編輯當時のものであるといふ點が適確に證明せられた暁には、山本先生がこの十三字の訓みをコペルニクス的に改讀從つて正訓せられた點と思ひ合せて、惟神が奈良朝當時既にカミナガラと訓まれてゐたといふ事が認められる事になると思ふ。

併し翻つて今日の學界に於ける業績の結果をみて、日本書紀の分註が、ましてこの十三字の分註が、奈良朝養老五年のものであるといふ點に關しての必要にして且つ充分なる説明をなされて居ない。已然として歴史的論争つまり傳統的國學者側の意見、それは平田篤胤を代表とする説「コノ惟神トアル詔命ノ分註ニ惟神者隨神道亦自有神道也トアル。此ハ天皇。孝德ノ御自ラ御下シ遊バサレタル御註カ。又ハ撰者舍人親王ノナサレタル御註カ。天皇ノアソバシタル御言ナレバイヨイヨ以テ有難ク、舍人親王ノ成サレタルニモアレ、實ニヨク吾ガ古道ノ意ヲ明シタル語デ（中略）コレガ吾ガ

徒ノイハユル神ノ道ト云ノ出所、ヨリドコロヂヤ」(俗神道大意)であり、他方所謂十三字分註後人攬入説であり、河村秀根・飯田武郷・重野安繹博士の一連の人々の説との対立でこれに對しては未だ決したりとは思はれない。

山本先生はこの分註の後人攬入説に對しては、前記の北野本に既に分註があり、應永三十一年手寫の無窮會神習文庫所藏の伊勢本日本書紀にも分註ある事を指摘されたに止まつて、より以上進んで分註の奈良朝編修時代より存在する由を明らかにせられずして、直に「隨神道」及「自有神道」を和文でカミナガラノミチと訓まれたのであるからしてこの訓み自體が新説であり、定訓として採用さるべき價値を有してゐても、然るが故に奈良朝當時に既に惟神をカミナガラ(モ)と訓んでゐたといふ結論にまで到達し得ない事は明らかと思ふ。何故なれば分註の時代性が未解決のまま放置されてゐるからである。この點については惟神の場合と同様である。

斯様に分註が最初から存在してゐたか或は何時何人によつて加筆せられたか、といふ點が現在猶未解決である以上この分註を一先づ差し置いて大化三年の本文の惟神に直接に體當り的に進むわけにはいかないであらうか。私はこの方法を以つて進みたいと思ふ。これは既に記述して來た通り分註が問題を含んでゐるかぎりは、その分註を據點として、その上に打樹てられた説は砂上の樓閣に等しく常に假説に立脚してゐて、假令結論が如何に華やかであらうと、自己自身にあつて自身の中に自己崩壊の根を持つ以上、學説とはなり得ないからである。

惟神の二字は惟と神とに分けてみると、一般的には惟十名詞の形に還元せられる。神は名詞のみならず、形容詞としても用ひられるが、大化三年の惟神我子應治故寄の神は名詞であり形容詞的には用ひられてないとと思ふ。

若し左様であるならば子にかゝるものであり、クシキ我子、アヤシキ我子の意であらうが、さうではなく、矢張り準名詞とみるべきものとして議論を進める。（註二）

私は結論として惟神は「惟フニ神」と試訓をするのだが、曾て「惟をオモフニ、コレ等と訓む事は日本書紀の到る處をみても無理のないヨミである事は申すまでもない。」（註二）と述べたままで餘由なき爲め充分な説明を附さなかつたが茲らでそれを補ひつゝ筋を進める事にする。

先づ日本書紀中より惟の字のついた個所を摘出してみると

1、故高皇產靈尊召集八十諸神、而問之曰、吾欲令撥平葦原中國之邪鬼、當遣誰者宜也、惟爾諸神勿

隱所知……上四三頁

2、天照大神……勅天兒屋命太玉命、惟爾二神亦同侍殿内善爲防護……上五六頁

3、神武天皇紀己未年三月辛酉朔丁卯、下令曰、自今我東征於茲六年矣……今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、
習俗惟常……上九五頁

4、崇神天皇紀四年冬十月庚申朔壬午、詔曰、惟我皇祖、諸天皇等、光臨宸極者、豈爲一身乎……上一二二頁

5、垂仁天皇紀廿五年春二月丁巳朔甲子、詔……五大夫曰、我先皇御間城入彦五十瓊天皇、惟欲作聖、欽明聰達、深執謙損……上一二三二頁

6、雄略天皇紀八年……新羅王……告國人曰、人殺家內所養鷄之雄者、國人知意、盡殺國內所有高麗人、惟
有遺高麗一人乘間得脫……上二七二頁

7、清寧天皇 即位前紀……是時吉備稚媛……隨星川皇子、而被燔殺焉、惟河內三野縣主小根、慄然振怖、避火逃出……上二八九頁

8、顯宗天皇紀 即位前紀……皇太子億計曰、白髮天皇以我兄之故、舉天下之事、而先屬我、我其羞之、惟大王首建利遁、聞之者歎息……上二九六頁

9、顯宗天皇紀元年四月丁酉朔丁未詔曰凡人主之所以勸民者惟授官也國之所以興者惟賞功也……上二九九頁
10、顯宗天皇紀元年五月、狹狹城山君韓備宿禰……削除籍帳、隸山部連、惟倭岱宿禰、因妹置目之功、仍賜本姓狹狹城山君氏……上二九九頁

11、顯宗天皇紀二年八月……皇太子億計……諫曰、不可、大泊瀨天皇……華夷欣仰天皇之身也、吾父先王雖是天皇之子……不登天位、以此觀之、尊卑惟別……上三〇一頁

12、繼體天皇七年十二月辛巳朔戊子、詔曰、朕承天緒、獲保宗廟……天下安靜、海內清平……秋津赫々、譽重王畿、所寶惟賢、爲善最樂……下十七頁

13、欽明天皇六年冬十一月、膳臣巴提使……帶刀擐甲……拔刀曰、敬受絲綸……爲下愛其子令紹父業也。惟汝威神愛子一也……下五六頁

14、欽明天皇卅二年夏四月戊寅朔壬辰、天皇……皇太子……引入臥內、執其手詔曰、朕(病)疾甚、以後事屬汝、汝須打新羅、封建任那、更造夫婦、惟如舊日、死無恨之……下七九頁

15、敏達天皇十年春閏二月蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等詔曰惟爾蝦夷者、大足彥天皇之世、合殺者

斬、應原者赦……下八七頁

16、孝德天皇大化二年三月壬午皇太子使使奏請曰昔在天皇等世、混齊天下而治……屬下天皇我皇可牧萬民之運、夫人合應、厥政惟新。是故廢之尊之、頂戴伏奏……下八四頁

17、孝德天皇大化二年秋八月庚申朔癸酉詔曰原夫天地陰陽不使四時相亂、惟此天地生乎萬物……下八九頁

18、孝德天皇白雉元年……詔曰聖王出世治天下時、天則應之、示其祥瑞……夫明聖之君獲斯祥瑞適其宜也朕惟虛薄、何以享斯、……下一九九頁

19、天智天皇即位前紀十二月高麗言、惟十二月於高麗國寒極凍……下二二六頁

20、持統天皇三年五月癸丑朔甲戌命土師宿禰磨呂詔新羅弔使等日……而不惟竭忠宣揚本職而傷清白……下三三三頁

大體眼に觸れた限りに惟十名詞の形のものを日本書紀の中から擇び出して卷數順に並べてみたのである。固より全部といふわけにはいかず、又中には他の品詞と結び付いてゐるものも掲げなかつたわけではない。20の如きは好例で、明かに動詞としてオモフと用ひてゐるがこれは他の用例を理解するに便宜と感じたので特に摘出したのである。

12の惟はネガハクハと訓ましめてゐるが、これは日本書紀私記の訓みであるから奈良時代の古訓とはいへないでも平安初期を下らぬ訓みと推定される。(註)ヨコニと傍書のあるのは6・7等にみられる。他の諸例は助詞から判断してオモンミルニ(8)コレ(4・11・16)オモフニ(13・15・17)などと訓ましめたやうに推測されるが、固より推定に止まり、ネガハクハ以外は何時傍書せられたか判らないのであるから年次をきめるわけにはいかない。單に参考に止めるのみで

ある。

然らば惟をいかに訓んだかといふ訓みの點であるが、それは現在の所ネガハクハ以外の訓みは確證し難い状況にあるから直に決定するわけにはいかない、が以上の十九の諸例から推し測るに惟の字の用例に至つては略々一定してゐるといふことに氣が付くのである。即ち惟字が用ひられてある個處を一一解釋してみるとことによつて惟の意味がわかり、それより訓みを擴充すれば判るやうに思はれる。

第一にいへる點は惟は莊重な文章中に於いて用ひられたといふ事。1・2・4・5・9・12・14・15・17・18の例は悉に天皇の御言葉の中に用ひられてゐる。詔曰……の中に出で來てゐる。これに准する例は3で令中にみえ、皇太子が天皇に奏上し奉る例としては8・11・16等にみられる。してみると大部分は斯様な使ひ方に於いて惟は殊使せられたものといへる。してみると歴代の御詔勅中に拜讀する惟と同様に用ひられてゐる事を知る。(註六)

3・4・5・16・17・18・19等の例をみると、文章を整へるべく用ひられたと思はれる形跡が覗はれる。

民心朴素

巢棲穴住

習俗惟常

惟叡作聖

欽明聰達

深執謙損

天人合應

厥政惟新

惟此天地

生乎萬物

朕惟虛薄

何以享斯

惟十二月

於_三高麗國一 寒極沴凍

等をみても何れも四語で一句をなし、その爲めに特に惟を一字挿入したやうである。

斯様にいろいろ考へてみると、惟の字はネガハクハ・ソレ・オモンミルニ・オモフニ・ココニと訓みの種類はさまざまあるが、その實、意味内容には殆んど變りがないやうである。

さて孝徳天皇大化三年のそれであるが、これ亦詔中の語として出て來ることに先づ第一に注目すべきである。説明の都合上再び詔を示すことにする。

詔曰惟神○十三
字省略我子應治故寄、是以興天地之初君臨之國也、自始治國皇祖之時天下大同云云

この詔を拜して直に思ひ當る事は御歴代の詔勅の體である。體は直て御歴代の天皇の御精神である事は勿論の事である。換言すれば御歴代の天皇は萬世一系の皇位を承繼せられ給うてあらせられる。現津御神としての天皇は皇祖皇宗と御一體にましましたまふ。皇祖皇宗の御心のまにまに我が國を統治し給ふ神にあらせられる、といふ歴史的事實をはつきり表示してゐるのが御歴代の詔勅の弊頭に常に拜されるやうに思ふ。

今上天皇陛下御即位式の勅語には、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ身ニ逮
ヘリ

と仰せられてある。昨年紀元二六〇〇年一億國民無限の感激・歡喜・聖恩に浴し奉つた紀元節祭の當日の詔書にも同様の大御心を拜し奉ることが出来る。

他に祝詞をみても又續日本紀の詔勅を参照してみてもこの精神は満溢してゐるのである。「高天原に事始て遠天皇祖の御世中今に至るまで」「高天原に神留ります皇陸神漏伎命・神漏彌命以て……」の表現は何れも左様の一端を示したものである。この大化三年の詔もつまには左様の御精神が盛り込まれたものと思ふ。換言すれば孝德天皇御躬から萬世一家の皇位を承け繼がれた歴史的縁由を明瞭に遊ばされたものと拜する。我日本國體の淵源は、悠久神代の昔、天神の命もちて伊弉諾・伊弉册二尊の修理固成の神業に始まるが「我が肇國は、皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊瓊杵尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂の國に降臨せしめ給うたときに存する」のである。(註七)

是以與天地之初君臨之國也

何故萬世一家の國體が確立したか。如何なる權威によつて國本の基礎が定められたかは、國體の根本問題である。この一句はそれを説明してゐると思ふ。換言すればこの一句をして成立せしめる根底には萬世不易のものがなければならぬ。それはつまり天壤無窮の神勅といふ絶對的權威である。この權威によつて、從つて天地の始めから豊葦原瑞穂國に天皇として統治してゐるのであるぞ、と仰せられてゐるのである。

ここまで來れば「惟神我子應治故寄」の意味も略々見當がつく事と思ふが、私は次のやうに訓みとるのである。

惟ニ神(天照大神)我子(皇孫一般)治すべしと故よざせき

つまりこの一句は天壤無窮の神勅を豫想しての詔である。この點山本先生もはつきり認めて居られるのである。

一體、この孝德天皇の大化三年の大詔に見えたる「惟神我子、應治故寄」と云ふ語は、何から出たかと調べて見る
と、この詔文の直ぐ續きに「是以與天地之初君臨之國也」と記せるに據るに、日本書紀神代卷第一の一書に「天照

大神○中勅三皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤一無窮者矣」と見えた皇祖の神勅を言つたものであることは固より論を俟たない。（註八）

惟神は惟フニ神であつて故寄きにかかる主部である。山本先生は我子にかかるやうに仰せられてゐるが、私はこの點井上通泰博士の説に従ひたい。それの方が自然のやうに思はれる。

案するにカミナガラモはこゝにては天皇（即本文の我子）の御所爲に云へるにあらで天照大神の御所爲に云へるなり。即カミナガラモはシラサム（應治）にかゝれるにあらで、コトヨザシキ（故寄）にかゝれるなり。…進みて案するに詔曰と惟神との間に、

豊葦原千五百秋之瑞穂國者天照大神などいふ辭のおちたりとおぼゆ。即もとは豊葦原千五百秋の瑞穂國は天照大神かむながら「我子しらさむ」とことよざしき

などいふ文なりしなるべし（註九）

井上博士の一、惟神を歴史訓のまゝ許容せられた點及び後半の脱句説は成程左様に補つてみると意味は充分に了解せられるやうになるものゝ、あくまで假説より一步も出る事は許されてゐないから與するわけにはいかない、が神を天照大神にみ奉る點、この點は山本博士説と同様、但し山本先生の神ニ天照大神説は日本語カミといふ言源より結論を下したもので結果は山本説・井上説及小生も天照大神と一致してゐるが證明のプロセスが山本先生のとは異つてゐる）及び惟神をコトヨザセキにかかる事を指摘した點に私は賛意を表する。

○

惟神なる熟語の孝徳天皇紀以外の場所の有無であるが、この點は從來は殆んど否定的であつて明治初年に至るまで惟神の熟字は用ひられてゐるも、これを果してカムナガラ(モ)と訓んだか否かといふ點になると疑問がある。谷川士清の日本書紀通證卷一には惟神の字がみえてゐるが、これは次の惟人と神對をなして用ひられてゐるからこの惟神をカムナガラ(モ)と訓むと惟人はヒトナガラと訓まねばなるまい。併もこの文は全體として漢文調のものだから惟神はカムナガラと訓むより寧ろキシンとでも訓むべきが至當かと思ふ。(註十)

猶六國史に徴してみると私が知つてゐる範圍内に於いて二ヶ所ある。何れも續日本後紀にみられる。

仁明天皇 承和六年十二月丙辰

太政官左大臣正三位臣藤原朝臣緒嗣等奏言、臣聞、惟天玄默、匪德不動、惟神著明、有誠必感……

仁明天皇 承和七年六月庚午

勅報公卿論奏曰運鍾季俗道謝潛通内求諸已政策多昧、去年炎旱、鳴蟬之稔、不昇、今夏蒸陽、封蟻之徵欲缺、而上天反異、惟神降休、雨師俄奔於四溟甘澤終於八極……

第一のは前年承和五年十一月三日三河國寶飯郡形原郷に五色雲が現はれた事實(三河國の守從五位下橘朝臣本繼の奏稱)及本年六月二十八日に越中國新川郡若佐野村にも同様の「彩色奇麗・形象非常」なる慶雲が見はれた(越中國の介外從五位下興世朝臣高世の奏稱)事を臣下一同天皇に賀し奉つた壽詞であり、後者は承和七年六月十六日の詔中で、昨年つまり承和六年は「陰陽并隔・秋稼弗登」して本年に至つても甘雨が降らぬから所司に命じて諸省の冗費を除かしめ、五畿七道諸國の承和二年以往の調庸にして未進のものを免除するとの恩詔が發せられると、忽に慈雨が沛然としてその

結果、田畠は黄み原野は緑が一層濃くなつた。「恩渙俄出、甘澤平施、鳳喙收、黃、龍原布、縁、神明不遠、感應孔昭」。この恩詔並に奇蹟に太政大臣以下感激・畏懼おく能はず 直に自分らも五位以上の封祿を減じて第一の役に立てたい旨「狀聽天裁」といたが、これに對して更に勅報せられたものが前記のものである。

臣聞 惟天玄默 匪德不動 惟神著明 有誠必感

は明らかに惟天と惟神とが對應的に用ひられてゐる事は全體からでも一目瞭然としてゐる。従つて惟神をカムナガラと訓むならば、惟天も亦アメナガラと訓んだであらう。然るにこの詔全體は全く漢文口調であり、所謂宣命風のものではなく又續日本後紀の筆勢からみても左様には訓まなかつたであらうこと考へられる。然らば如何に訓んだかと申すに惟天はオモフニテンはとかコレ天は、惟神もオモフニカミは、コレ神はと訓んだであらう。

然して茲に惟神をカムナガラと訓まなかつたといふ主張が許されるなら、この主張を基として更に大化三年の惟神もカムナガラ(モ)とは訓まなかつたであらう事が間接ではあるが逆にいへると思ふ。併しこの點、つまり大化三年の條の惟神と承和年間の惟神とは同様惟神であるが其間年代的には一世紀以上もの隔たりがあるので承和年間の惟神は惟ふに神と訓んでも大化三年のそれはカムナガラと訓んだといふ説も考へられるが、それは現存の私記の存在及び六國史の編輯等によつて否定されると思ふ。

猶この點に關しての詳細な點はカムナガラと何時頃訓まれたかといつたやうな點に關しては既に述べた事があるから今は省略することとする。以上の事柄から惟神の訓、及それに附隨して意味も明らかになつたと思ふ。(註十一)

註、孝徳天皇大化三年の詔文に見えたる惟神の文字は、口語で之を何と訓むのが正しいか。日本書紀編修の當時は、果して之を何と訓

んで居たであらうか。現今世に流布する所の諸本の傍訓は主訓に據つて之をカミナガラと訓んでゐる。……何れも其の傍訓は後から附けたもので勿論日本書紀編修當時のもので無いから、直に之を信用する譯には行かない。所が幸にも日本書紀五十二十の「惟神」の分註に、惟神者謂隨神道、亦(中略)自有神道也といふ十三字が記入してある。是に由つて惟神の二字をカミナガラと訓ませて居たことが知られるのである。(惟神の出典と其の新解釋十七頁)

註二、惟神をカミナガラ・カミナガラモと訓むと副詞となるので準名詞は不都合のやうに思はれるが、神を問題にする以上、神は名詞・形容詞であるから差支へない。山本先生は惟神を意味の上から我子にかけておられるやうである。色々支那舊籍の惟神の熟語を掲げた後に「孝徳天皇大化三年の詔文に見えたる『惟神我子』の惟神も亦皇祖天照大神が皇孫瓊々杵尊の聖徳を賞讃して『惟神なる我が子』と仰せられたものである。惟神は即ち我子に係る形容詞句であると解するが、漢文法の上から見て先づ穩健な解釋であらうと思はれる。(前書十三頁)と述べてゐる。茲で我子を先生は皇孫瓊々杵尊と比定せられてある點、後に役立つので一言して置く。

註三、「神道と祭祀」五四頁。

註四、このテキストは朝日新聞社版の日本書紀である。傍證もそのまま附しておいた。

註五、新訂増補國史大系第八卷所收日本書紀私記(乙本)神代下 惟爾(浦加波久

註六、明治天皇の御詔勅中には特に多い。「朕惟フニ・惟フニ・朕惟ルニ」といつたやうな使ひ方である。

註七、國體の本義 註八、前掲書十四頁

註九、萬葉集新考

註十、日本書紀通證卷一桑音

垂加翁曰惟神^ハ天地之心 惟人 天下神物而其心則神明之會也 人能靜證^{ミタマ}混沌之始^ニ祓^ニ邪穢^ニ致^ニ清明^ニ正直而祈福^ニ則正神申^ニ禍^ニ爲^ニ邪神息^ニ禍^ニ豈可不レ敬乎哉

註十一、拙著「神道と祭祀」第一篇カムナガラ及び惟神論

追記 末筆ながら一言したいのは私の以上の主張は諸先輩各位の研究の結果の發展であるといふ事である。殊に山本先生の前記論文及小野龍教博士の(カムナガラ及び神道の原義)(國學院雑誌、昭和十年十二月號)に負ふ所が多い。猶本稿は昨年十二月四日本會の例會に於いて「惟神試論」の題の下に卑見を陳べた際の草稿を中心として更に敷衍したものである。(十六・三・四)